

令和3年度 事業計画書



社会福祉法人 柴田町社会福祉協議会

令和3年度 事業計画

基本方針

わが国では、人口減少や少子高齢化がさらに進展し、核家族が進み、特に高齢世帯や単身世帯が増加する中、地域でのつながりの希薄化などにより地域社会における支え合いが脆弱化しています。

一方で、社会の構造変化に伴って、その中でも、既存の制度やしくみでは解決できない、特に全世代にわたって社会的な孤立、リスク連鎖、複合化、この問題が広がってきています。こうしたなか、住み慣れた地域で安心した生活を送るためには、地域社会全体で支え合っていくことが、ますます重要となっています。地域共生社会の実現に向け、こうした課題を抱える人々に対応するためにも、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくり」を一体的に推進することが求められています。

また、わが国の高齢人口数がほぼピークに達する2040年には、地域社会の持続可能性が根本から問われることとなります。その時までには、この国の地域社会で、住民各々の自律性と互助のつながりを共に強め、住民各々の幸福感と地域の活力を同時に高めていく仕組みを構築していかなければならない。地域共生社会の理念こそ、その方向性を提示するものです。

社会福祉協議会は、これらを推進する中心的な存在として幅広い分野での取組みと、人と人がつながりに支えられる地域福祉活動の基盤の再構築を図り、誰もが包摂される「地域共生社会」を実現させるための役割を担うことが期待されています。

本会が策定した「柴田町社会福祉協議会第三次地域福祉活動推進計画」に基づき、「ともにあゆむ ふくしのまち」を目指して、地域住民が主体となって、住民の生活を守り向上させていくために、福祉サービスを必要としている人々を発見し、それらの人々を排除することなく包摂し、支えられる福祉コミュニティづくりに取り組めるよう支援する活動を大切にしていきます。

今後も、地域で暮らす人々の信頼に応えるため「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく安心して暮らすことができる福祉でまちづくり」の実現をめざし、地域住民、行政、社会福祉関係団体、社会福祉協議会支部、民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉法人、企業などと連携を密にし、地域福祉を一層推進していきます。

【基本目標・取り組み方針】（平成31年度～令和5年度）

基本理念

温故知新

柴田町社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体としての役割を果たしていきます。

基本理念に掲げた「温故知新」には、希薄化している「日常的な住民交流の推進」や「地域福祉活動への参加促進」の価値観をもう一度見直し、誰もが安心して暮らすことができる地域福祉を構築していこうという願いが込められています。

基本目標		基本計画
ともに あゆむ ふくし の まち	1 学びあおう (福祉教育・ボランティア学習)	(1) 広報・啓発
		(2) 福祉教育・ボランティア学習
		(3) 人材養成・育成
	2 つくろう (活動・仕組み)	(4) 課題把握・情報共有
		(5) 人材確保
		(6) 基盤強化・自主財源確保
	3 つながろう (協働・参画)	(7) 居場所・参加交流
		(8) 地域資源
		(9) ボランティア
	4 支えあおう (相談・支援)	(10) 防災学習・災害体制整備
		(11) 総合相談
		(12) 権利擁護
		(13) 意思決定や判断等に困難をかかえる方に対する支援
		(14) 包括的支援体制
		(15) ネットワーク

これらの方針の下で、令和3年度は、次頁以降の具体的な事業に取り組みます。

1. 法人運営事業
2. 社会福祉事業
3. 受託事業・指定管理事業
4. 地域包括支援センター事業
5. 資金貸付事業
6. 善意銀行事業
7. 福祉団体等事務局業務

1. 法人運営事業

(1)役員会の開催

- ・理事会の開催（年5回）
- ・評議員会の開催（年4回）
- ・監事会の開催（年1回）
- ・評議員選任・解任委員会の開催（随時）

(2)自主財源の確保

- ・一般会員、賛助会員、特別会員の加入を促進

(3)委員会・部会の開催

社協の円滑な運営を図るため、必要の都度、委員会・部会を開催します。

- ・法人運営委員会の開催
- ・事業推進委員会の開催
- ・福祉基金・善意銀行運営部会の開催
- ・資金融資部会の開催
- ・共同募金部会の開催
- ・地域福祉活動推進計画福祉推進委員会の開催

(4)役員研修

- ・県社協等主催の役員研修会への参加

(5)個人情報保護の適正な取り扱い、管理・徹底

- ・個人情報の保護規程の遵守公表
- ・会員及び諸関係機関の情報の保護

(6)福祉サービスに関する苦情解決の体制

- ・苦情への適切な対応
- ・苦情解決責任者、苦情受付担当者の配置
- ・第三者委員の設置

(7)リスクマネジメントの徹底

- ・法人経営上のリスクおよび、事故・災害等に備えたリスクマネジメントの徹底

(8)職員の研修

時代のニーズに対応できる人材育成と自主、自立的組織を行っていくため、意識改革と業務に必要な知識の習得とスキルアップを図る。

- ・内部研修の充実(福祉教育やワークショップのスキルアップを図る)

2. 社会福祉事業

(1) 社協だよりの発行と住民主体の支え合い活動に関する情報の充実

社協活動や取組みについて、ホームページをはじめ広報誌の発行等の様々な広報媒体を通じて広報活動を展開し、福祉情報の提供や社協PRに努めます。紙面内容では、地域福祉推進に向けた取組みや地域での実践事例等について、積極的な情報発信に努めます。

また、広報活動を通じて、本会の事業についての信頼性や透明性の向上につなげるとともに、本会に対する認知度を高め、理解者・支援者を拡充していくことで、地域福祉の担い手を拡げる取組みにつなげます。

- ・柴田町社会福祉協議会公式 YouTube チャンネル開設（新規）
- ・福祉啓発の推進を図るため、全世帯に配布（5回/年）
- ・地域福祉推進に向けた取組や地域での実践事例等についての情報発信
- ・いこいの日促進事業及びボランティア活動の「見える化」シリーズの掲載
- ・ホームページ開設による情報発信と予算・決算等の公表

(2) 会員会費加入促進

- ・社協支部長・福祉推進委員の協力により社協会員増を図る。
- ・支部毎で行う研修会の開催時に社協事業の説明をし、社協理解につなげる。
- ・企業の会員加入を促進する。

(3) 第22回福祉まつり

福祉の啓蒙活動として「福祉まつり 2021」を開催します。「支える側」、「支えられる側」という従来の関係性を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら生きていくことができる、包摂的なコミュニティや社会を創っていく、「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進することを目的に開催します。

- ・10月下旬予定（会場：柴田町地域福祉センター）

(4) 社協支部との連携・協働

地域生活における課題も多様化・複雑化しており、子育て介護を同時に抱えるダブルケアや経済的な問題を抱える世帯の介護問題、老々介護、認々介護など、従来から存在する生活課題ですが、近年より焦点があてられるようになっていきます。

福祉等の分野の枠を超えて地域の各分野が共に連携することにより、地域のさまざまな資源を最大限に活かし、さらに人と人とのつながりを再構築することで、住民を主体とした豊かな地域づくりを推進することが求められていることから、社協支部との連携・協働を強めていきます。

- ・支部長会議並びに支部長研修会の開催
- ・支部長、福祉推進委員研修会の開催（地域支え合い研修会の開催：年1回）
- ・地域生活課題を把握するため、実施地区へ出向き地域づくりワークショップを実施（新規）
- ・地域福祉活動費の助成（小地域福祉活動の推進等）
- ・支部長からの連絡に基づき、物故会員の弔慰への対応

(5)ふれあい福祉センター(生活相談所)の運営

住民の方の悩みごとや困りごとの相談について、身近な生活相談所を開設し、必要に応じて適切な問題解決のために必要な助言、援助を行います。また、専門的な相談を要する内容については、より適切な専門機関につなげます。

- ・生活相談員 4 名を委嘱し、生活相談所を開設(毎週火曜日) 会場：福祉センター相談室
- ・行政機関、地域包括支援センター、宮城県仙南・自立相談支援センター等との連携
- ・相談員情報交換会連絡会の開催
- ・相談員研修会への参加

(6)ふれあいネットワーク互助事業

住民相互の助け合いとして、有償ボランティア(協力会員)の協力のもと、日常生活で困っている方(利用会員)への住民参加型の生活支援サービスを行っています。

2025 年には、団塊世代が 75 歳を迎え、超高齢社会が到来し、要支援者の増加が見込まれます。掃除、洗濯、調理、買い物等の生活支援を求める高齢者が増えるなか、担い手である生産年齢人口(15 歳～64 歳)は減少することが見込まれています。このことを踏まえて、生活支援の充実に向けて取り組んでいきます。

- ・運営委員会の開催(介護予防・日常生活支援総合事業の情報共有と今後の取り組み)
- ・協力会員との調整会議の開催(利用者の状況把握)
- ・協力会員の(新たな担い手)確保に向けて PR 及び養成
- ・協力会員養成講座の開催及びスキルアップ研修会の開催
- ・登録による協力会員(有償ボランティア)の利用会員への日常生活の支援(移動サービス、家事援助、子育て支援サービス、話し相手等)
- ・福祉有償運送に係る道路運送法第 79 条の遵守
- ・実態調査及び適時再実態調査の実施

(7)小地域福祉活動「いこいの日」促進事業

2025 年には、いわゆる団塊世代の方々が 75 歳以上を迎えます。そうした中、在宅での療養が必要な人や、認知症の人などが今よりもさらに増えることが予想されます。そうした未来を考えると、大きなポイントの一つは、介護予防、生活支援の枠組みを重視した「地域づくり」の推進です。自ら介護予防に取り組むこと。地域の中で住民同士がお互いを気に掛け合い、可能な範囲で支え合うということが重要となることから、多様な地域の課題を住民の目線で捉え、住民参画による小地域福祉活動を促進していきます。

◇事業促進

- ・地域生活課題を把握するため、実施地区へ出向き地域づくりワークショップを実施(新規)
- ・介護予防の強化と生活支援の多様化や地域の助け合いの仕組みの体制整備
- ・いこいの日事業活動の補助金交付及び3年度に限り交付金の活用による事業強化
- ・レクリエーション用品等の貸出

◇研修会の開催

- ・第1回 実 技「コロナ禍でも楽しく夢中になるレクリエーション」(2回実施)
- ・第2回 講演会「人口減少と社会保障の新たな動向」について(2回実施)
- ・第3回 講演会「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進」について

(8)福祉機器貸与事業(介護保険外サービス)

社協会員世帯に対し、介護用品と子育て支援用品を貸し出し、高齢者・障害のある方への在宅福祉サービスの向上や子育て家庭への育児環境を整えます。

【高齢者・障害者等の福祉機器用品】

- ・ギャッジベット
- ・車椅子

【子育て支援用品】

- ・チャイルドシート、ジュニアシート
- ・ベビーベット、ベビーバス、ベビーカー

(9)救急安心カードの配布(柴田町、社協、柴田町民生委員児童委員協議会協働事業)

70歳以上で町内の一人暮らし高齢者や高齢者世帯、災害時要援護者の方などを対象に配布をしています。

- ・筒状の容器(キッド)の中に、かかりつけ医療機関や緊急連絡先などの情報を記入した救急安心カードを入れ、自宅の冷蔵庫内に保管して置くものです。急病時に救急車を呼ぶ場合など、緊急の連絡に役立てることができます。

令和2年10月1日より町内の郵便局窓口においても、高齢者への利用呼掛けのご協力をいただいています。

(10)ひとり暮らし高齢者の集い「ふれあい交流会」の開催

75歳以上(介護保険サービス利用者対象外)のひとり暮らし高齢者を対象に交流会を通じて、日頃の孤独感の解消とともにお互いの親睦を深めます。

- ・民生委員児童委員協議会の協力を得て、高齢者の引きこもり防止・参加者同士の交流と社会参加を図ります。
- ・中学校区ごとに分かれて、柴田町地域福祉センターを会場に開催します。(3回予定)

(11)ひとり暮らし高齢者の集い「ひと足早いクリスマスコンサート」の開催

70歳以上75歳未満(介護保険サービス利用者対象外)のひとり暮らし高齢者、70歳以上の日中ひとり暮らし高齢者対象に交流会を通じて、日頃の孤独感の解消とともにお互いの親睦を深めます。

- ・中学校区ごとに分かれて開催します。(3回予定)

(12)高齢者の交通安全、技能向上トレーニング「川島隆太教授のテレビいきいき脳体操」(新規)

高齢者の交通安全意識の向上と運転事故防止や運転技術の向上を図るため、アプリの使用操作で脳トレーニングを行います。介護予防や特に男性の引っ張りだし、地域コミュニケーション形成、醸成につなげる。

- ・運動技能向上トレーニング・アプリ「川島隆太テレビいきいき脳体操」の実施
- ・半数の方は、健康体操、100歳体操、コミュニケーション麻雀の試し等

(13)子育て支援事業

子ども・子育て家庭の支え合いの機能再生のために、子育て親子の集いの場を設け、民生児童委員やボランティア、企業、学校等との連携・協働によりサロンやイベントの開催や子

育て親子の交流や世代間交流の場等を提供します。

◇子育て親子の集える場の実施

- ・子育てサロン「きらら」の開催（毎月 第2、4金曜日）の2回開催
協力；地域子育てボランティア ・民生委員児童委員船迫会有志
※奇数月の第2金曜日はアマハツトリートメント・偶数月の第2金曜日はおもちゃ病院開設
※第4金曜日は子育て向け「お楽しみ会」をプログラム

- ・子育てサロン「みるく」※令和3年度開催中止
- ・おもちゃの病院開設（協力；しばたおもちゃ病院）

◇親子であそぼうリズム遊びの開催

- ・親子のふれあいや遊びを提供し、地域行事参加のきっかけづくりを目的に開催（協力；杉の子福祉コーラス）

◇関係機関等と共同事業開催（コラボレーション事業）

- ・にこにこ親子応援隊（主催；民生委員児童委員協議会）

(14)地域交流事業カフェテラスつどい

地域の社会資源開放と社会的に支援を必要とする人々との交流を目的として、月1回の地域交流サロンを開催します。

◇カフェテラス・つどい（毎月 第3月曜日）開催

- （会場：多機能型地域ケアホームふなおか／協力：民生委員児童委員船迫地区）
- ・年齢を問わず誰でも参加できる憩いとふれあいの場、季節感のあるイベントを開催
※令和3年度のつどいは、当分の間お休みとなります。

(15) 共生型交流サロン「みんなの居場所」

柴田町地域福祉センター（多目的ホール）を交流拠点に、障害児者、ひとり親家庭のこども、乳幼児と親など多世代の交流やシニアの方々が楽しめる、共生型の交流サロンとして進めていきます。

◇コミュニケーション麻雀の集い～雀のお宿～開催

- ・毎月第1火曜日に定期開催
- ・幅広い層への交流の場づくり

◇「みんなで楽しもう！ワンダーランドの開催」

- ・親子や多世代とのふれあい交流の企画・実施
- ・様々な機関や組織との連携を図る

◇サロンコンサートの開催

- ・毎月1回、5月～12月に開催
- ・地域の方々との交流・ボランティアの活動の場

(16)ボランティアセンターの運営

ボランティアセンターは、ボランティア活動をしたい（する）個人や組織・団体と、活動を求める個人や組織・団体とをつなぐ機能を担っています。活動をしたい人びとを支援するために、情報提供、体験学習プログラムの提供、グループの組織化、研修・啓発などの幅広い支援プログラムを用意していきます。

イベントの協働開催に向けた他団体や行政との連携・協議、地域の諸団体との調整、企業との連携なども含め、情報収集・提供とニーズキャッチなどのコーディネート役を果たしていきます。

- ・ボランティア情報コーナーの充実
- ・ボランティアの登録・調整の強化
- ・住民・企業・ボランティア活動団体等からのボランティア活動に関する相談・調整
- ・ボランティア活動等の各種助成金の情報提供・相談援助
- ・ボランティア保険のPR/加入促進/業務代理（宮城県ボランティア活動総合補償制度）
- ・登録者・団体の派遣や活動支援（小学校、役場、事業の託児/イベント/施設等）
- ・行政関係機関と連携し、ボランティア活動がより活発になるように支援

(17)ボランティア養成講座

人生100年時代となり、ボランティア活動や自分にできる社会貢献としてボランティア講座を開催し、地域で継続的に活動するボランティアを養成していきます。

◇「団塊の世代」対象 シニアボランティア養成講座の開催

～生きがいを軸にボランティア～

新たな地域福祉活動者の不足や継続性などの課題が明らかとなっており、男性、女性も参加しやすいボランティア活動についての説明や内容の紹介、ボランティアに関する基礎知識などを学ぶ養成講座を開催します。

- ・6月～9月（説明会、体験会など）：3回講座

(18)福祉教育・防災福祉学習推進事業

福祉教育は、共に生きる心を育むことを目標としています。社会福祉サービスを利用している人々を社会から、地域から疎外することなく、共に手をたずさえて豊かに生きていく力、社会福祉問題を解決する実践力を身につけることを目的に行われる意図的な活動です。「共に生き、相互に支え合うことのできる地域」を創造していきます。

◇学校・子育て団体等への福祉教育・防災福祉体験学習の企画、体験及び協力

学年に応じた体験を通じて「いのちと暮らしを守る」ための学びや気づきを育むために、防災福祉学習も関係機関と連携し新たなプログラムに取り組んでいきます。

- ・福祉・防災教育サポーターのフォローアップ研修会の実施
- ・福祉・防災教育サポーターの新任研修会の実施

◇夏ボランティア体験学習の開催

- ・小学生低学年（1年～3年）対象～夏ボランティア体験

テーマ「ニュースポーツ体験①」

2020東京オリンピック開催にあたり、当事者さんとの交流を通じて「心のバリアフリー」を学ぶ。

- ・小学生高学年（4年～6年）対象～夏ボランティア体験

テーマ「ニュースポーツ体験②」

2020東京オリンピック開催にあたり、当事者さんとの交流を通じて「心のバリアフリー」を学ぶ。

- ・中・高校生対象～24時間テレビチャリティイベント開催

テーマ「地域共生社会を学ぶ」

（協力：船岡支援学校高等部 JRC・ジュニアリーダー「かぐや姫」）企業貢献としてイオンと連携。

(19)災害ボランティアセンター体制整備

近年、様々な報道の場面で「災害多発時代」といった言葉が使われるようになっていきます。自然災害などに対する備えが一層必要となっており、災害ボランティアセンターの取り組みや、だれもが社会から孤立しない地域での住民同士の見守り合いや意識の醸成、地域づくりの推進についても、地域の多機関と連携しながら、本会と協働して災害ボランティアセンター設置運営、災害ボランティアセンター整備を進めていきます。

- ・ 地区への出前講座の実施（災害についてのワークショップや今後の震災対応等）
- ・ 「大規模災害に備えるボランティア研修会（水害関連3回目）」の開催（対象：自主防災組織・区長や民生委員の連携）
- ・ 災害ボランティアコーディネーター登録者への情報交換とスキルアップ研修の実施
- ・ 県内災害時相互支援協定における事務局体制強化
- ・ 町の防災訓練へ連携、協力
- ・ 被災者支援「交流サロンさくら」開催（5月～12月）

(20)福祉関係団体活動支援(助成)

- ・ 民生委員児童委員協議会
- ・ ボランティア・NPO活動連絡会
- ・ 身体障害者福祉協会
- ・ 遺族会
- ・ 精神障害者家族会「桜会」
- ・ 婦人防火クラブ連合会
- ・ 更生保護女性会
- ・ 老人クラブ連合会
- ・ 母子寡婦福祉会
- ・ ジュニアリーダー「かぐや姫」
- ・ 子ども会育成会連絡協議会

(21)共同募金運動への協力

- ・ 赤い羽根共同募金運動の推進
- ・ 地域福祉事業の推進
- ・ 歳末たすけあい運動の推進
- ・ 「ハートフルベンダー事業」拡大と普及
- ・ 県募金会の研修会への積極的参加を図る
- ・ 歳末配分委員会を開催し適正配分の実施

(22)基金等の管理運営

- ・ 福祉振興基金、災害対策基金、車両整備基金、新規事業対策基金の運営
- ・ 基本財産の運営

3. 受託事業・指定管理事業

(1)生活福祉資金貸付制度(県社協からの事務委託)

低所得世帯等の自立を支援するため、経済的支援が必要な人びとへの相談・支援、自立支援の機能を図ります。低所得世帯、障害者世帯、高齢者及び離職者世帯へ生活福祉資金の貸付を行い、安定した生活を送ることができるよう、必要な資金の貸付を行います。

生活困窮者自立支援制度の本格的な推進に伴い、生活保護に至る手前の段階の自立支援

を強化するため、生活困窮者に対して、社協のもつ特性を生かして、生活困窮者自立支援相談事業所と連携し、地域の生活支援体制の確立に努めていきます。

【資金の種類】

- 1 総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）
 - 2 福祉資金（福祉費、緊急小口資金）
 - 3 教育支援資金（教育支援費、就学支度費）
 - 4 不動産担保型生活資金（不動産担保型生活費、要保護世帯向け不動産担保型生活費）
- ・民生委員の必要な援助指導・相談援助
 - ・関係機関との連携〔宮城県社会福祉協議会、宮城仙南自立相談支援センター、宮城県仙南保健福祉事務所、民生委員児童委員等〕との連携

(2)自立者支援通所事業「春風」【町委託事業】

- ・介護認定を受けていない高齢者を対象に、生きがいつくりや社会参加の促進
- ・生活指導、機能訓練、健康チェック、昼食の提供等

(3)高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業【町委託事業】

- ・高齢者世話付住宅入居者に対して生活援助員を派遣
- ・生活指導、相談、安否の確認、地域ふれあい広場の実施（毎月1回）

(4)重度身体障害者ケア付住宅介助事業【町委託事業】

- ・ケア付住宅に入居している障害者に対し介助サービスの提供
- ・地域社会での自立生活の支援

(5)柴田町高齢者サークル活動支援事業【町委託事業】

高齢者が趣味や社会活動サークルを通して、高齢者同士の仲間づくりや生きがいつくりを促進するとともに、閉じこもりを防止し、いつまでも住み慣れた地域で、元気でいきいきと自立した生活が送れるように、町内で活動する高齢者のサークルを支援します。

(6)日常生活自立支援事業「まもり一ふ」【県社協一部委託事業】

判断能力が不十分な人は、社会とのつながりかが希薄で孤立している場合が多い。そのため様々な権利侵害に遭いやすく、またその問題が発見されにくい状況にあります。

在宅の認知症高齢者、知的障害・精神障害のある方で、日常生活に不安のある方の暮らしを本人との契約により自立した暮らしのサポートを生活支援員が行います。

- ・生活支援員による利用契約者への支援を実施
- ・福祉サービスの利用に関する手続援助など
- ・日常的な金銭管理の手続きの代行や代理
- ・財産預かりサービス、定期的に訪問による生活変化の察知

(7)地域福祉センター管理運営：指定管理事業

センター内には、社協事務所・ボランティアセンター、生活支援コーディネーター室、訪問調査センター、自立者支援通所事業「春風」、が事務所を構え、地域住民の生活を支

える福祉の総合的な拠点としての役割を果たしています。また、研修室を完備し、社協事業・福祉団体・町主催の行事等に有効的に活用していきます。

○主な運營業務内容

- ・地域福祉センターの施設及び付属設備の維持管理並びに修繕に関すること
施設害虫駆除、除草・草刈、ゴミ清掃、施設内外修繕
- ・福祉センター入居に係る各種経費の精算に関すること
電気・灯油代の請求書の作成
- ・福祉センターの利用申請に関すること
研修室等の利用申請業務(町の事業、社協事業、ボランティア団体等)

(8)柴田町地域活動支援センターもみのき:指定管理事業

障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会交流の促進などを図りことを総合的に支援することを目的とします。

- ・地域活動支援センターでの創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進等
- ・登録ボランティア、柴田町ボランティア・NPO活動連絡会からの協力及び連携
- ・その他当該施設の設置目的を達成するために必要な業務

(9)柴田町地域活動支援センターしらさぎ:指定管理事業

障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会交流の促進などを図りことを総合的に支援することを目的とする。

- ・地域活動支援センターでの創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進等
- ・福祉課、健康推進課との連携及び保健師とのケア会議での情報共有
- ・その他当該施設の設置目的を達成するために必要な業務

(11)柴田町社会福祉協議会訪問調査センター事業【町委託事業】

介護保険制度のサービスを受けるために、宮城県の指定事務受託法人として要介護認定訪問調査を実施します。柴田町及び他市町村からの認定調査事務の委託を受けて、要介護認定等の申請を行った被保険者の心身の状況等について、定められた認定調査を行います。全国一律の方法で、中立的な立場を守り、公平公正で客観的かつ正確な基本調査を実施し、調査対象者の介護の程度を適正に評価します。障害支援区分認定調査においては、障害の特性等を認識した聴き取りを行い、対象者に不利益が生じないよう定められた提出期限をもとに迅速に対応します。

【委託事業の内容】

- (1) 町及び他市町村からの介護保険認定調査及び障害程度区分認定調査の依頼書の通知を受けて、認定調査対象者の認定調査の実施を行う。
- (2) 認定調査員は、認定調査票により、国が定める「認定調査票記入の手引き」に基づき、認定調査を実施する。
- (3) 認定調査員は、認定調査の実施後、認定調査の結果を認定調査票に記入する。

- (4) 町へ認定調査票を提出する。
- (5) 町に定期的介護保険認定調査における業務の実績を報告する。

(12) 柴田町生活支援体制整備事業 生活支援コーディネーターの配置【町委託事業】

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）事業のための専任として職員を配置し、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に地域資源の開発やネットワーク構築の機能）を果たし、人口減少と後期高齢者の増加の中で地域生活を支える仕組みをこれまでよりもより広い範囲の関係者の働きかけ「地域づくり」を推進します。

【委託事業の内容】

(1) 地域の支え合い活動の促進

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進するため、町内各行政区において、多様な主体による取り組みのコーディネートを行い、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築及び住民主体の支え合い活動を推進。

(2) 地域に関する情報収集・整理

地域の特性や実情、地域ニーズ、地域資源の把握、問題提起等に関する情報を収集し、その内容を整理・データ化。

(3) 収集した情報発信、住民への啓発

社会資源（各地区における支え合い活動、ボランティア活動、サークル活動等）の「見える化」。

(4) 地域分析の実施

収集・整理した情報をもとに地域診断を行い、「地域の実情」に応じた仕組みづくりを支援するために、地域の特性や強み、不足している資源などの課題についての分析。

(5) 生活支援・介護予防体制整備協議体への参加

生活支援・介護予防体制整備協議体への参加し、分析した地域情報を提供し、情報共有及び新たなサービス開発を推進。

(6) 研修

宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会が実施する研修会等に参加。

(7) 生活支援コーディネーター連絡会

福祉課、柴田町社会福祉協議会、地域包括支援センターでの、定期的な情報交換・情報共有し、業務状況の確認や業務を進める上での課題等について検討。

4. 地域包括支援センター事業【柴田町委託事業】

地域の高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい暮らしを継続するため、ニーズや状態の変化に応じて、必要なサービスが切れ間なく提供される体制づくり(多職種多機関による連携支援と地域支援・認知症施策の推進)を行います。

主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師(看護師)が配置され、それぞれが専門性を活かし、連携する事で(1)介護予防ケアマネジメント(2)総合相談支援(3)権利擁護(4)包括的・継続的ケア

マネジメント支援の4つの業務を担当し包括的に高齢者を支援します。

【委託事業の内容】

1 包括的支援事業

- (1) **介護予防ケアマネジメント事業** - 要介護状態等になる可能性が高い高齢者に対し、状態に応じ、介護予防事業その他の適切な事業に繋ぎ、予防・改善を図ります。
- (2) **総合相談事業** - 地域の高齢者が住み慣れた地域で、安心してその方らしい生活を継続して行く事ができる様、高齢者・介護・認知症等に関する多様な相談に対応します。
- (3) **権利擁護事業** - 高齢者虐待・成年後見制度・消費者被害等の相談に対応し、高齢者の権利を守るための予防や援助を行います。
- (4) **包括的・継続的ケアマネジメント支援事業** - さまざまな職種との協働や地域の関係機関との連携を図ると共に、介護支援専門員に対する後方支援を行います。

2 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント - 事業対象者及び要支援1・2の方のケアプラン作成、サービス事業所等との連絡調整を図ります。

3 介護予防事業

- (1) 高齢者介護予防普及啓発事業 - 介護予防出前講座（介護予防・認知症に関する講座玄米ダンベル・ノルディックウォーキング等）を行います。
- (2) 地域介護予防活動支援事業 - 介護予防普及サポーター支援・介護予防活動サークルの支援（玄米ダンベル・ノルディックウォーキング等）・高齢者のランチを楽しむ会の支援等を行います。

4 任意事業

- (1) 家族介護支援事業 - 介護家族会等の支援（よつば会・みつば会・ふたば会・菜の花会）及び、介護家族のしゃべり場・介護家族の駅前しゃべり場を開催します。

※ コロナ禍においても、訪問や研修が継続できる環境を整え、様々な工夫を重ねた事業運営に努めていきます。

5. 資金貸付事業

(1)生活安定資金貸付(柴田町社協独自資金)

低所得世帯への緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に資金を貸付し、適切な貸付を行い安定した生活を支援します。

- ・低所得世帯に対し資金の貸付
- ・民生委員の必要な援助指導
- ・借受人の自立更生、生活安定に必要な指導
- ・関係機関との連携(役場関係課・宮城県仙南自立相談支援センター・民生委員児童委員等)
- ・就労支援までつながらない方への社会参加の支援

(2)生活保護つなぎ資金の貸付(柴田町社協独自資金)

生活保護の申請を行い、保護が適用されるまでの間、手持ち金がなく、生活に支障をきたす恐れのある方に対して、最低必要な生活費の貸付を行い自立更生と生活の安定を図ります。

- ・生活保護つなぎ資金貸付

- ・関係機関との連携(福祉課／宮城県仙南保健福祉事務所／宮城県仙南自立相談支援センター等)

6. 善意銀行事業

(1)善意銀行(善意の寄付)

- ・善意の寄付を活用し、災害等の被災者(災害見舞金)や要援護世帯への支援(生活支援金)

7. 福祉団体等事務局業務

(1)福祉団体等

- ・柴田町民生委員児童委員協議会
- ・柴田町ボランティア・NPO活動連絡会
- ・柴田町身体障害者福祉協会
- ・柴田町遺族会
- ・柴田町老人クラブ連合会
- ・柴田町内福祉施設等連絡協議会
- ・福祉劇団「鶴亀」
- ・柴田町共同募金委員会

令和3年度 主な事業・関連事業等の月別予定

月	日	項 目	月	日	項 目
4月	1	・辞令交付	10月	1	・赤い羽根募金運動（～12/31） ・社協だより発行 ・ふれあい交流会 3回開催
5月	12 26 下旬	・監事会 ・理事会		下旬	第23回福祉まつり2021
6月	11 16 21 下旬	・評議員会 ・社協だより発行 ・みんなで楽しもうワンダーランド ・支部長会議 ・理事会 ・ボランティア養成講座 （6月～9月中3回講座） ・地域支え合い研修会	11月	上旬 10 下旬	第3回いこいの日研修会⑤ ・歳末たすけあい運動推進会議 ・ひと足早いクリスマスコンサート 3回開催
7月	1 中旬 下旬	・会員会費促進月間（～8/31） ・第1回いこいの日研修会①② ・小学生ボランティア体験 （低学年）	12月	1 1 9 20	・歳末たすけあい募金運動 （～12/31） ・理事会 ・評議員会 ・社協だより発行 ・歳末第1次配分委員会
8月	上旬 25	・小学生ボランティア体験 （中高学年） ・社協だより発行 ・理事会 ・24時間TVチャリティ募金 （中・高生ボランティア体験）	1月	7	・歳末第2次配分委員会
9月	2 15 下旬	・評議員会 ・支部長会議 ・第2回いこいの日研修会③④	2月		・大規模災害に備える研修会
			3月	9 22	・理事会 ・社協だより発行 ・評議員会
定期 開催		①生活相談の開設（毎週火曜日） ②ふれあいネットワーク互助事業調整会議（毎月 第3火曜日：各月1回） ③サロンコンサート（毎月1回）5月～12月 ④子育てサロンきらら（毎月第2・第4金曜日）みるく（中止） ⑤カフェテラスのつどい（毎月第3月曜日）当分の間お休みです ⑥交流サロンさくら（毎月1回） ⑦共生型交流サロンコミュニケーション麻雀の集い「雀のお宿」（毎月第1火曜日）			